

衆議院
第九十二回 帝國議會
日本國憲法の施行に伴う民法の
應急的措置に關する法律案外二件

委員會議錄(速記)第四回

付託議案
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案（政府提出）
（第三七號）

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律案（政府提出）

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案（政府提出）（第三八號）
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案（政府提出）（第三九號）

昭和二十二年三月二十四日(月曜日)午後一時五十七分開議

出席委員	委員長 小林 鑑君 理事 小澤佐重喜君 理事桂 小川原政信君 龍澤脩作君 竹内 茂代君 中野 武雄君 林田 正治君 石川 金次郎君 越原 はる君	作威君 作威君 作威君 作威君 作威君
出席國務大臣	木村篤太郎君	
出席政府委員	司法大臣 北浦圭太郎君	
	司法政務次官 吉田 安君	
	司法參與官 佐藤 藤佐君	
	司法事務官 奥野 健一君	
	司法事務官 小澤 文雄君	
本日の會議に付した議案	日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)	日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

○小澤(佐)委員 本案はいろいろ〈第8回〉をしてみましたが、大體において不満な點も相當あるのであります。しかし案そのものが暫定案でありますので、これを修正とかその他の考をもつよりも、むしろわれくはわれくの信ずる希望條件を附して原案に賛成したいと考えております。なおこの附帶決議は各派共同提案でやりたいと思いまからどうぞ御賛成を願いたいと存じます。こゝに附帶決議を朗讀いたします。

るいは民事訴訟法というよな、大きくな國民の權利義務にも關係いたしますし、あるいはまた我が國の家族制度、醇風美俗にも重大なる關係を持つものであります以上、政府當局におきましては、本附帶決議の趣旨に鑑みられまして、どうか憲法の精神のあるところを提出されると同時に、また家族制度なり、國民生活といふよな點を十分に考えられて、来るべき議會においては、完全なる全面的の改正法案を提出されることを希望いたします。○小林委員長 石川金次郎君。

○石川委員 社會黨を代表して申しあげます。わが國憲法の改正によりまして、これに伴つて、民法、刑法、各訴訟法が本格的に、全面的に改正されなければならないことは、政府が明らかに知つておるはずであります。しかるにかゝわらず、本議會にこの全面的の改正法案を提出せられなかつたことは、たとい事情があつたといたしまして、も、非難せられなければならぬと存じます。またこの措置法が決して完全

○小林委員長 越原なる君
○越原委員 國民協同黨を代表いたしまして、たゞいま自由黨から御提案になりましたその附帶決議を完全に実行されますことを政府に要望いたしまして、本案に賛成いたします。
○小林委員長 これにて討論は終局いたしました。よつてたゞいまより採決いたします。これら三案につき原案に賛成の諸君は御起立を願います。
（總員起立）
○小林委員長 起立總員、よつて三案はいずれも全會一致をもつて原案の通り可決いたしました。次に各案に對する各派共同提案になる附帶決議について

あります。会期迫つたお忙しいところを、委員各位の御努力によりまして、さいわいに私もその職責をつくすことができたことを、厚くお禮を申し上げます。本日はこれにて散會いたします。

○小林委員長 林田正治君。

なものではありませんで、きわめて不満の點、不十分のものがあります。私たちは改正憲法が效力を發揮しますと同寺こ、他の重要な附屬法規もとも

て採決いたしました。この附帯決議を付することに賛成の諸君の御起立を願い
ます。

昭和二十二年五月八日印刷

昭和二十二年五月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局